

犯罪被害者等の市営住宅への一時入居について

犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への一時的な入居を行っています。

●入居対象及び入居条件

1 入居対象者 : 次の①～⑤のいずれにも該当する者

- ①犯罪等により従前の住宅に居住する事が困難となったことが明らかな者又は配偶者暴力防止等法による暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する者
 - ア 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者
 - イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住することが困難となった者
 - ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の一時保護又は同法第5条の婦人保護施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ②住宅困窮要件を満たす者
- ③市内に住所又は勤務場所を有する者
- ④ペット(犬・猫・鶏・鳩等)の飼育を市営住宅で行わない者
- ⑤暴力団員又は暴力団員と関係を有する者でないこと

2 入居期間 : 原則1年以内

(ただし、市長が特に必要があると認めるときは1年を限度に延長可)

3 家賃 : 公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、入居対象者の実情に応じた額を徴収

4 敷金 : 免除

5 保証人 : 必要ありませんが、緊急連絡人が必要となります

6 その他 : 電気、ガス、水道、駐車場、共同施設等の維持・運営・修繕に要する費用は入居者の負担となります

●申込方法

所定の申込用紙に記入のうえ、必要書類(入居対象者に該当することが確認できる書類、住民票、市・県民税(非)課税証明書、誓約書、緊急連絡先届出書、その他必要な書類)を添付して、本人または代理の人が住宅営繕課(市役所6階)に提出してください

●鍵の引渡し 申込していただいてから1週間後程度を予定しています

●問合せ先 沼津市役所 建設部 住宅営繕課 市営住宅管理係 TEL:055-934-4792